

本学部学生の体罰体験について

中 村 章

(保健体育研究室)

(昭和60年10月11日受理)

はじめに

「荒れる教室。」「教育の荒廃。」が叫ばれて久しい。青少年の非行が激増し、多様化するにしたがって、校内暴力事件(対教師、生徒間、器物損壊)も年ごとに増加してきたが、文部省が発表した昭和58年度の実態調査によると、横浜市の浮浪者殺傷事件¹や町田市の中学校で起こった事件²を契機に、同省が初めて実施した57年度の調査結果に比べて、対教師暴力は中学校で18.9%、高校で17.6%減少し、生徒間暴力も中学校で15.5%、高校で14.2%減少しており、校内暴力事件もピークを越したのではないかという観測もなされている。¹

ところがそのやさき、本年1月21日には大阪市内の中学校で、生徒指導副主任の教師が木刀を持った2人の生徒に教室で襲われ、1週間の怪我を負うという事件²が起これ、ひき続いて30日には、若い教師が意識不明のまま死亡するという事件³まで発生し、校内暴力事件の根の深さと、生徒指導の困難さを痛感させられた。

このような生徒たちによる問題行動は、急速な経済成長による社会の変動と、それにとまなう教育環境のひずみを反映したものであり、学校教育の問題にとどまらず、政治的、社会的課題として緊急にその解決が迫られており、教育改革への期待は大きい。しかし、日常的、直接的には学校、教師の問題として、その在り方が強く問われていることは極めて当然のことと言わなければならない。

生徒たちによる非行や暴力事件の多発化と凶悪化に対応して、今日改めて論議を呼んでいるのが教師による体罰の問題である。

学校教育法第11条⁴によって、「校長、教員は教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生・生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし体罰を加えることはできない。」と体罰が禁止されている。しかしこの但し書きがあるために、教師が極めて消極的となり、今日の学校教育には厳しい躰が欠如している。厳しい愛の鞭が必要であるとして、体罰禁止の但し書きの削除を求める運動⁵が起こってきた。

このような動きに対して、「体罰は教師による校内暴力である。」として、体罰を厳しく糾弾し、子供の人権を守ろうとする運動⁶も活発になってきた。このような運動を契機に、各報道機関も体罰の問題を大きく取りあげてきたために、教師の体罰については社会的関心も極めて高くなってきている。

筆者は、以前から体罰については特に深い関心を持ってきたが、その理由は、かつて刑事

事件となった水戸市立第五中学校事件^{注3}や安房農業高校事件^{注4}をはじめ、新聞等に報道された体罰事件を見ると、体育やスポーツの指導場面に係る事件、したがって体育教師やスポーツの指導者による体罰が極めて多いように思われるからである。

「生徒の行動に目を光らせ、少しでも反抗的な態度は体罰で押さえつける。そのために、若い、体力のある教師が歓迎されるという空気が教育現場でみられる。⁽⁷⁾」とか、「校内暴力対策に伴って、教師の間で自由な意見が出しにくい空気があるともいう。体育担当ら一部の教師に生徒指導をまかせ、あとは傍観者的に振る舞うのは好ましいことではない。⁽⁸⁾」などの指摘もさることながら、体罰については、教師の在り方、生徒指導上の課題として看過することはできない。

本稿では、教員養成の立場から、生徒指導のための参考資料をうる目的で、本学部学生を対象に、体罰体験の実態と、体罰についての意識を調査したので、その結果について報告したい。

- 注1 横浜市内の中学・高校生を含む14～16歳の少年グループが、58年1月～2月にかけて、公園や地下街で寝ている最中の無抵抗な浮浪者たちを、おもしろ半分で襲撃し、殺傷させた事件。(朝日新聞 1983.2.18.)
- 注2 58年2月15日、東京都町田市立町田中学校で、暴力常習の生徒が「センコー」と怒鳴って、玄関にあった金属性の靴の泥落とし用のマットを振りあげて襲ってきたため、身の危険を感じた英語担当の八木教諭が、ポケットに入れてあった果物ナイフで生徒を刺傷させた事件。(愛媛新聞 1983.2.18.)
- 注3 51年5月12日、水戸市立第五中学校の体育館で、体力診断テストが始まろうとしていた時、保健体育の加藤裕子教諭の補助役に回された2年生の加藤浩君が、「なんだ、加藤と一緒にか。」と言ったため、教諭は、「もう一度言ってごらん。」と浩君の頭をこぶして10回ばかり殴った。5月20日浩君は脳内出血で死亡した。水戸簡裁は罰金3万円の有罪判決を言い渡したが、56年4月東京高裁によって無罪となった事件。(参考文献5. P. P202-18)
- 注4 48年10月4日、千葉県立安房農業高校の体育館で、バスケットボールを指導していた新村定香教諭が、教諭の要求したプレーができなかったため、連帯の罰として女生徒たちに“必殺宙ぶらりん”(床から3.1mの高さにある2階のギャラリーのコンクリートのへりにつかまり、教諭がよしと言うまでぶらさがっている。)をさせた。1年生の須田早苗さんは途中で力つきて床に落下し、背中と腰を強く打った。「せき髄ショックによるケイ椎、腰椎ねんご。」と診断された。9ヶ月の入院、その後も激痛に襲われる。56年6月最高裁によって過失傷害罪が確定した。体育の授業中の事故をめくり、教師の有罪が確定したのは全国で初めてのケースとなった。(参考文献5. P. P220-35)

調査対象と方法

昭和57年と58年の前学期に、筆者の授業を受講した教育学部の3回生(男子134名、女子156名)を対象に、「体罰についての調査票」を配布し、記名回答して後日提出させた。調査票には、冒頭、本調査で体罰とは、1. 身体に対する侵害を内容とする懲戒(なぐる、ける、髪を切る…)、2. 肉体的苦痛を与えるような懲戒(端座、直立、走らせる…など特定の姿勢を長時間保持させたりする)を言う⁽⁹⁾と説明を加え、「体罰体験」では下記の事項について回答を求めた。

1. 体罰体験の有無
2. 体罰をうけた時期
3. 体罰を与えた教師の性と年代及び担当教科
4. 体罰をうけた理由と、体罰の内容
5. 体罰をうけた時の感想
6. 体罰をうけた時の生徒の人数

「体罰についての意識」については、下記のような質問をして回答させた。

問1 教師が体罰を与えることは禁止されていますが、次のような意見があります。あなたの意見に一番近いのはどれですか。番号を○で囲んでください。

1. 生徒の非行をなくすため、法律を改正して体罰禁止条項をはずすべきだ。
2. 学校教育法は理想論だ。現実には体罰があっても仕方がない。
3. 禁止されているのだから、それを守るべきだ。
4. 教師の暴力がエスカレートするので、改正には絶対反対である。
5. わからない。

問2 将来教職についた場合、あなたはどのような対処をとると予想されますか。番号を○で囲んでください。

1. その時にならないと、なんとも言えない。
2. 体罰は絶対与えないだろう。
3. 自己の身を守るときには、体罰もやむをえないだろう。
4. 子供を善導するためには、体罰を与えることもあるだろう。
5. 教師も人間である。腹が立てば体罰を与えることもあるう。

本学部では、3回生の9月から教育実習を実施しており、本調査は実習前の時期に行った。

注1 問1は、日本世論調査会が昭和57年3月に実施した「校内暴力」に関する世論調査の質問項目をそのまま使用した。

結果と考察

1. 体罰体験の実態について

(1) 体罰をうけた体験の有無と体罰をうけた時期

小学校、中学校及び高等学校時代を通して、体罰をうけた体験の有無を問うた結果は表1の通りである。男子82.8%、女子74.4%の学生が体罰をうけたことがあると答えている。女子の方が男子よりもその比率は低いですが、それにしても約4分の3の学生が体罰を体験している。

本学部の学生は、小・中・高校時代を通して、学業成績も比較的に優れ、学校生活にはかなり適応できていた生徒たちであっただろうと推察されるが、予想以上に体罰を体験していることがわかる。

同じような調査で、体罰をうけたことが「一度もない。」と答えた学生は、僅か2.5%にすぎなかったという茨城大の報告⁽¹⁰⁾もあり、体罰がかなり行なわれていることが伺われる。

表1 体罰をうけた体験の有無

	N	あ る		な い	
		f	%	f	%
男	134	111	82.8	23	17.2
女	156	116	74.4	40	25.6
計	290	227	78.3	63	21.7

次に体罰をうけたのはいつであったか、小学校（1，2，3学年と4，5，6学年にまとめる。）と中学校及高校期に区分して、その頻数を示したのが表2である。

表2 体罰をうけた時期

		小 学 校		中 学	高 校	計
		123	456			
男	f	19	73	102	49	243
	%	14.2	54.5	76.1	36.6	
女	f	28	46	113	86	273
	%	17.9	29.5	72.4	55.1	

男子は中学校期が76.1%と最も多く、次いで小学校の高学年が54.5%、高校期の36.6%となっている。女子も中学校期が男子と同じく最も多いが、次いで高校期、小学校の

高学年期となっており、2，3位の順位が男子と入れ代わっている。

中学校期は、第2次性徴の現れる身体的発達の最も著しい時期であり、精神的には自我意識に目ざめ、権威や規範に対しても批判的となり、第2の反抗期ともいわれている。非行や校内暴力事件も中学生に最も多く発生しているが、体罰をうけた頻数が男女学生とも、中学校期に最も多いことと関連をもっているといえよう。なお、小学校の低学年期でも男子で14.2%、女子で17.9%のものが何らかの体罰をうけている。

(2) 体罰を与えた教師の性と年代

体罰を与えられた件数を、教師の性別と年代別にまとめたのが表3である。男子は88.9%、女子は76.6%が男子教師から体罰をうけており、女子教師からよりもその比率は男女とも高い。しかし女子教師は、男子に対しては11.1%しか体罰を与えていないが、女子に対しては23.4%と、より多く体罰を与えている。

表3 体罰を与えた教師の性と年代別の頻数

		男 子 教 師					女 子 教 師				
		20代	30	40	50	計	20	30	40	50	計
男	f	32	77	88	19	216	7	10	10	0	27
	%	14.8	35.6	40.7	8.8	88.9	25.9	37.0	37.0	0.0	11.1
女	f	25	80	92	12	209	6	33	19	6	64
	%	12.0	38.3	44.0	5.7	76.6	9.4	51.6	29.7	9.4	23.4
計	f	57	157	180	31	425	13	43	29	6	91
	%	13.4	36.9	42.4	7.3	82.4	14.3	47.3	31.9	9.4	17.6

体罰を与えた教師の年代をみると、男子、女子教師ともに50歳代は7.3%、9.4%と少なく、また20歳代の教師は13.4%、14.3%と予想以上に低率で、しかも男、女子教師間に差がみられない。男子教師は40歳代が42.4%と最も多いのに対して、女子教師は30歳代が47.3%と最も多い。

表4 体罰を与えた教師の性別と体罰をうけた時期(%)

	男				女			
	小学校 123 456		中学	高校	小学校 123 456		中学	高校
男子教師	2.7	24.6	48.1	24.6	2.9	15.8	45.0	36.3
女子教師	38.7	32.3	25.8	3.2	34.4	20.3	29.7	15.6

表4は体罰をうけた時期別に、体罰を与えた教師の比率を性別に示したものである。男子教師からは、男女ともに中学校期に一番多く体罰をうけており、次いで男子は小学校高学年と高校期が同率であるが、女子は高校期が36.3%と多い。小学校低学年は、男女ともに、男子教師から体罰をうける比率は極めて少ないが、男子教師が低学年を担当することが少ないことと関係していると思う。小学校期は女子教師から体罰をうけることが多く、男子は低学年に38.7%、高学年に32.3%、女子は低学年に34.4%、高学年に20.3%と高率を示しており、特に低学年が男女ともに最も多い。小学校では女子教師の数が男子教師よりも多い結果とも考えられるが、女子教師の体罰は年少の弱いものに向けられているように思われる。

(3) 体罰を与えた教師の担当教科

表5 体罰を与えた教師の教科別の頻数

	中 学			高 校			計		
	男子教師	女子教師	%	男子教師	女子教師	%	男子教師	女子教師	%
国 語	18	3	9.8	16	0	11.9	34	3	10.6
社 会	19	2	9.8	9	0	6.7	28	2	8.6
数 学	32	2	15.8	26	0	19.3	58	2	17.1
理 科	22	0	10.2	27	0	20.0	49	0	14.0
英 語	30	2	14.9	11	0	8.1	41	2	12.3
技 術	13	0	6.0	0	0	0.0	13	0	3.7
家 庭	0	3	1.4	0	1	0.7	0	4	1.1
音 楽	6	3	4.2	0	1	0.7	6	4	2.9
美 術	8	0	3.7	1	0	0.7	9	0	2.6
保 体	42	7	22.8	32	9	30.4	74	16	25.7
養 護	0	1	0.5	0	0	0.0	0	1	0.3
不 明	2	0	0.9	2	0	1.5	4	0	1.1
計	192	23	215	124	11	135	316	34	350

教科制をとっている中学校、高校について、体罰を与えた教師の頻度を担当教科別に示したのが表5である。

この表から指摘される点は、筆者の予想通り、中学校期、高校期ともに、また男女教師ともに、保健体育科担当の教師から最も多く体罰を受けているということである。中学校期で22.8%、高校期では30.4%と他教科担当の教師よりも遙かに高率を示している。技術、家庭、音楽、美術などの担当教師の頻度は相対的に少ないが、他教科に対して教師の絶対数が少ないためであろうと推察される。文科系担当の教師に比べ、理数系担当教師の比率がやや高いように思われるが、有意な差とはいえないであろう。

保健体育科担当の教師が体罰を多く与えているという現状については、保健体育科教師養成の立場から、稿を改めて考察してみたいと思っている。

表6 体罰を受けた理由

	男				女				f	%
	小	中	高	計	小	中	高	計		
授業中の態度が悪い	23	22	9	54	31	32	16	79	133	25.8
成績が悪い、問題ができない	2	6	7	15	4	19	25	48	63	12.2
宿題ができてない、していない	9	13	8	30	6	16	22	44	74	14.3
規則を守らない	2	6	4	12	2	0	1	3	15	2.9
服装が悪い	0	5	0	5	1	3	1	5	10	1.9
仕事、行事などをさぼる	5	9	2	16	2	2	0	4	20	3.9
遅刻をした	1	3	4	8	0	8	5	13	21	4.1
忘れ物をした	8	4	2	14	10	7	8	25	39	7.6
けんか、いじわるをした	13	5	1	19	3	1	1	5	24	4.7
教師に反抗、からかった	1	5	1	7	0	2	1	3	10	1.9
教師の言ったことを守らぬ	13	5	1	19	8	4	3	15	34	6.6
練習態度がわるい	1	5	2	8	0	0	0	0	8	1.6
試合に負けた、ミスをした	5	4	5	14	0	2	1	3	17	3.3
動作が遅い、間に合わぬ	1	1	0	2	4	6	0	10	12	2.3
校具を破損した	1	4	0	5	0	0	0	0	5	1.0
教師の誤解、理解できぬ	0	3	2	5	0	4	0	4	9	1.7
忘れた	4	0	0	4	3	2	2	7	11	2.1
その他	3	2	1	6	0	5	0	5	11	2.1
計	92	102	49	243	74	113	86	273	516	

(4) 体罰を受けた理由

なぜ体罰を受けたのか、その理由についてまとめたのが表6である。いろいろな理由があげられているが、「授業中の態度が悪い。」が25.8%と最も多く、次いで「宿題ができていない。していない。」が14.3%、「成績が悪い。問題ができない。」が12.2%と多く、これら学習に関する理由が、男子は40.7%、女子は62.6%となる。ただし、男女間には約20.0%の差があり、男子は女子よりも学習に関する理由以外のことで体罰を受けているケースが多いことがわかる。「仕事、行事などをさぼる。」とか、「規則を守らない。」、「試合に負けた。ミス

をした。」などは男子に多くみられる理由である。その他には、特に男女の相異はみられない。校則違反とか服装違反などが生徒指導の対象とされることが多いが、そのような理由は僅かに2.9%と1.9%にしか過ぎない。比較的に真面目であるといわれる本学部学生の特性を示しているようにも思われる。

(5) 体罰の内容

どのような体罰を受けたか、その内容をまとめたのが表7である。男女合計して最も多いのが「端座」の30.0%である。その中には「座らされて殴られた。」とか、「座って授業を受けさせられた。」、「人の目につくように廊下に座らされた。」などが含まれている。次いで多いのは「顔を素手で殴られた。」の20.9%と、「頭を殴られた。」の19.6%である。「頭を殴られた。」の中には、「竹や棒などで殴られた。」場合も含まれている。

男子は「顔を素手で殴られた。」が35.0%と最も多いのに対して、女子は「端座」が40.3%で最も多く、「顔を素手で殴られた。」は8.4%と少ない。このことは、体罰が男女によって使い分けされていることを示しているように思う。ただし、「頭を殴られた。」は男女ともに19.8%と19.4%で、ほぼ同じ比率で2番目に多い。

以上のような「端座」、「直立」、「顔を殴る。」、「頭を殴る。」といった体罰が合わせて80%強を占めており、これらの方法が体罰の主流をなしていることがわかる。

表7 体罰の内容

	男		女		計	
	f	%	f	%	f	%
端座、端座して～させられた	45	18.5	110	40.3	155	30.0
直立、～をもって直立、直立して～する	21	8.6	32	11.7	53	10.3
頭を殴られた、～を持って頭を殴る	48	19.8	53	19.4	101	19.6
顔を素手で殴られた	85	35.0	23	8.4	108	20.9
尻、脚などをける、たたく、～で打つ	17	7.0	19	7.0	36	7.0
髪、耳、鼻などを強くひっぱる	6	2.5	8	2.9	14	2.7
つねる、物をぶつける	2	0.8	4	1.5	6	1.2
長時間走らされた	7	2.9	14	5.1	21	4.1
長時間腕立て伏せをさせる	2	0.8	1	0.4	3	0.6
その他	10	4.1	9	3.3	19	3.7
計	243		273		516	

(6) 体罰を受けた時の感想

体罰を受けた時、どのような思いをしたか、体罰を与えた教師やその行為に対する受け止め方についてまとめたのが表8である。

素直に「反省した。」と答えたものが男子は21.8%、女子は21.2%と、男女ともに最も多い。自分が悪いのだから体罰を受けても「当然のことで仕方ないと思った。」というものが、

表8 体罰をうけた時の感想

	男		女		計	
	f	%	f	%	f	%
とてもうれしかった。やる気が出た	5	2.1	2	0.7	7	1.4
反省をした	53	21.8	58	21.2	111	21.5
当然のことで仕方ないと思った	46	18.9	31	11.4	77	14.9
恐ろしくて、以後気をつけるようになった	7	2.9	6	2.2	13	2.5
反省はしたが、教師が嫌いになった	5	2.1	3	1.1	8	1.6
またのことかと、軽く受けとめた	4	1.6	10	3.7	14	2.7
その時だけのことで効果はない	11	4.5	22	8.1	33	6.4
教師への反感はもたなかった	8	3.3	17	6.2	25	4.8
恐怖を感じた。厳しすぎる	16	6.6	15	5.5	31	6.0
教師がにくい。強く反感をもった	32	13.2	44	16.1	76	14.7
不信感をもった。教師が大嫌いになる	12	4.9	12	4.4	24	4.7
学校がいやになる。登校しない	1	0.4	1	0.4	2	0.4
はずかしく思った	3	1.2	7	2.6	10	1.9
よい指導法とは思わない	10	4.1	5	1.8	15	2.9
教師の方が悪い。納得できない	3	1.2	2	0.7	5	1.0
忘れた	5	2.1	1	0.4	6	1.2
その他	2	0.8	4	1.5	6	1.2
計	243		273		516	

男子は18.9%と2番目に多く、女子は11.4%で3番目に多い。以上の両者を合わせ、男子は40%強、女子は32%強のものが教師の体罰を一応受容しているようである。

「先生の行為は正しいと思った。これからは掃除をまじめにしようと思った。」(中学, 男, 30代…以下体罰を与えた教師を示す。)とか、「自分が悪いので別になんとも思わなかった。その先生もなんとか古典の基礎をつけさせようと一生懸命で、それに比べられない自分が情けなく反省した。」(高校, 男, 40代)などと述べている。また、「体罰をうけた時は、その教師を逆恨みしたが、しばらくすると自分の非を理解し、恨みの心は消えたと思う。今考えると、その後は火遊びをしないようになり、私にとってその教師の行為は役に立ったと思う。」(小学校, 男, 20代)など、体罰を与えた教師を評価している事例もみられる。しかし、体罰をうけて「とてもうれしかった。やる気が出た。」と答えたものは僅かに1.4%にすぎない。

以上のような受容的な受け止め方に対して、「教師がにくい。強く反感をもった。」というものが、男子では13.2%、女子では16.1%いる。その他、「不信感をもった。教師が大嫌いになる。」とか、「教師が悪い。納得できない。」などと答えたものを合わせると、教師への反撥的、拒否的な反応をみせたものが男子は約20%、女子は約22%いる。

「1回の忘れ物で長時間立たすなんてと思い、殴ってやろうかと思った。それからは今までの反抗的な気持ちに拍車をかけた状態になり、常に反抗し続けた。」(小学校, 女, 40代)。「普段も大したこともしていない生徒をスリッパで殴ったり、正座させたりしているのに、気にいらないうちで、理由も聞かないでいきなり殴られたので、とても腹が立って、

この時以来大嫌いになった。(中学, 男, 30代)。「教師が一方的に何かを誤解して, 説明しようとしたらかえって〈生意気だ〉と言って, みんなをコンクリートの上に正座させられたのでひどく腹が立った。」(中学, 男, 30代) これらは教師と生徒たちとの距離をますます遠ざけることとなった事例である。

「その時だけのことで効果はない。」「厳しすぎる。」さらに「よい指導法とは思わない。」などと体罰を批判的に受け止めているものが約15%いる。

(7) 体罰をうけた時の生徒の人数

表9は体罰をうけた時の生徒の人数について, 男女別に示したものである。男子は「数名」で体罰をうけた場合が41.2%と最も多く, 次いで「1人」で罰せられた場合が27.6%であるが, 女子は「多数」の場合が50.9%と最も多く, 次いで多いのは「数名」の場合である。全般的に, 女子は個人的に体罰をうけるよりも, 多人数の者と一緒に罰せられる傾向が男子よりも強いように思われる。

表9 体罰をうけた時の生徒の人数

	男		女	
	f	%	f	%
1	67	27.6	37	13.6
2	24	9.9	24	8.8
数名	100	41.2	73	26.7
多数	49	20.2	139	50.9
不明	3	1.2	0	0.0
計	243		273	

表10 体罰禁止条項についての意見 (%)

	男	女	計
生徒の非行をなくすため, 法律を改正して体罰禁止条項をはずすべきだ	6.0	0.6	3.1
学校教育法は理想論だ。現実には体罰があっても仕方がない	68.7	72.4	70.7
禁止されているのだから, それを守るべきだ	8.2	4.5	6.2
教師の暴力がエスカレートするので改正には絶対反対である	5.2	2.6	3.8
わからない	9.0	18.6	14.1
無応答	3.0	1.3	2.1
N	134	156	290

表11 体罰に対する将来の予想 (%)

	男	女	計
その時にならないと, 何とも言えない	19.4	31.4	25.9
絶対体罰は与えない	5.2	5.1	5.2
自己の身を守るときには, 体罰もやむをえない	3.0	1.3	2.1
子供を善導するためには, 体罰を与えることもあるだろう	63.4	58.3	60.7
教師も人間, 腹が立てば体罰を与えることもあるだろう	6.0	1.9	3.8
無応答	3.0	1.9	2.4
N	134	156	290

2. 体罰についての意識

大学を卒業後、教職につくことを願っている本学部の学生たちは、教師の体罰についてどのような意識をもっているのだろうか。「体罰禁止条項についての意見。」と、「体罰に対する将来の予想。」についてまとめたのが表10と表11である。

「生徒の非行をなくすため、法律を改正して体罰禁止条項をはずすべきだ。」と積極的に体罰を肯定するものは僅かに3.1%、特に女子は0.6%にしかすぎないが、「教師の暴力がエスカレートするので、改正には絶対反対である。」と積極的に体罰を否定するものも3.8%と極めて少ない。それに対して、「学校教育法は理想論だ。現実には体罰があっても仕方がない。」と答えたものは男子68.7%、女子72.4%と特別に多い。日本人の意識のなかには、教師の体罰を是認するムードが広く根を下ろしているとの報告⁽¹⁾もあるが、学生たちにもこのような受け止め方をしているものが多いことが理解できる。

このことは表11にも現われている。すなわち、将来自分が教職についた場合、「子供を善導するためには、体罰を与えることもあるだろう。」と60.7%の学生が答えている。「絶対体罰は与えない。」というものは僅か5.2%にしかすぎない。

おわりに

今回の調査によっても、体罰がかなり行なわれている実態を知ることができた。また、教師と体罰そのものを冷静に、批判的に評価しているものもいるが、体罰をうけた学生のうち、男子約40%、女子約32%のものは、その体罰を素直に受容しているが、反対に体罰を与えた教師に反発し、教師への信頼感を失ったものも男女ともに約20%いることもわかった。

この実態は、体罰には教育的効果と教育的逆効果が内在し、さまざまな条件差によって、その功罪が分れることを示唆している。教育的効果に重点をおけば、体罰は是認されることとなり、教育的逆効果に視点をおけば、体罰は当然否定されなければならない。教師の迷いや苦悩もまたそこにこそあるわけである。

学生たちも、「学校教育法は理想論だ。現実には体罰があっても仕方がない。」、また「子供を善導するためには、体罰を与えることもあるだろう。」と答えているものが最も多いが、体罰を体験してきた学生たちでありながらも、このような意識をもつということには、体罰の教育的効果を自ら体験し、また体罰にかわる最善の方法がわからない限り、止むをえないと考えているからではないだろうか。しかし、学校、教師とはこのようなものであるという意識が、学校教育の中で自然に形成されてきた結果とは言えないだろうか。

筆者は体罰を是認するものではない。しかし「愛の鞭」のありうることまで否定することはできない。今日体罰が問題とされるのは、生徒たちを善導するためという大義名分のもとに、「愛の鞭」とは異質の、生徒たちの人権を無視しているとしか思えない体罰が、少年非行や校内暴力の増加とともに、極めて安易に行使され、頻発してきたからではないだろうか。教師自らの教育改革が求められているといえよう。

引用, 参考文献

1. 毎日新聞 中・高校の校内暴力鎮静の兆し 1984.7.17.
2. 愛媛新聞 生徒指導を逆恨み, 教室で先生を襲う 1985.1.22.
3. 毎日新聞 校内暴力先生死ぬ, 酒酔い中3暴行 1985.1.31.
4. 兼子仁他 教育小六法(昭和52年版) P.31 学陽書房 1976.
5. 牧証名, 今橋盛勝 教師の懲戒と体罰 P. P.295-6 総合労働研究所 1982.
6. _____ 同上 P. P.296-8
7. 毎日新聞 社説校内暴力は減ったが 1984.7.19.
8. 毎日新聞 社説生徒指導の見直しが必要だ 1984.11.19.
9. 下村哲夫 教育法規便覧(昭和57年版) P. P.101-2 学陽書房 1981.
10. 毎日新聞 「体罰やむなし」が増えている 1983.12.15.
11. 愛媛新聞 教師の体罰84%が是認 1982.4.19.
12. NHK取材班 日本の条件10 教育①何が荒廃しているのか 日本放送出版協会1983.
13. 教育と医学の会 教育と医学-特集・校内暴力 慶応通信 1981.